様式第２号（第４条第１項関係）

**弘前市女性活躍推進企業宣言シート**

私は、企業の代表として、次のとおり女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施し、かつ、引き続き当該取組を実施することを宣言します。

令和　　年　　月　　日

企業名

代表者氏名（自署）

|  |
| --- |
| ＜認定基準＞　　区分１から区分３までの各区分において、それぞれ２つ（常時雇用する労働者（正規社員、パート、契約社員、アルバイト等の名称にかかわらず、次のいずれかに該当する労働者をいう。）が３０１人以上の企業にあっては、３つ）以上の取組項目を実施していること。　　(1) 期間の定めなく雇用されている者　　(2) 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去１年以上の期間について、引き続き雇用されている者又は雇い入れのときから１年以上引き続き雇用されると見込まれる者 |
| １　女性の雇用への取組 |
| 取　組 | □□□□□ | 内　容 | (1) 女性が働きやすい企業であることをＰＲしている。□会社案内等において社内で活躍している女性を紹介している。□会社案内等において女性が働きやすい職場環境であることを紹介している。□女性対象に職場見学会を行なっている。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(2) 男女共に公正な採用となるような選考方法としている。□面接担当者や採用権限がある者に女性を含め、選考の中立性を確保している。□面接担当者へ男女均等な採用に関する研修を実施している。□性別にかかわらない公正な選考マニュアル等を作成している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(3) 女性の採用拡大に計画的に取り組んでいる。□雇用計画等において、女性の雇用拡大について明記している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(4) 非正規社員を対象とした正規社員への転換制度がある。(5) 経験者や再雇用を含めて、女性を継続的に採用した実績（※１）がある。※１正規社員を採用した過去３箇年において、いずれも女性の正規社員を採用した実績がある。 |
| ２　男女がともに働きやすい職場環境づくり |
| 取　組 | □□□□□□ | 内　容　 | (1) ワークライフバランスが大切であるという考え方を社内で周知・啓発している。□ワークライフバランスに関する研修を社員に対し実施している。□ワークライフバランスが大切であるということを社内報等で周知している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(2) ノー残業デーの実施など時間外勤務の縮減に向けた取組を行っている。□時間外勤務を行わない曜日を設けている。□組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージを発信している。□時間外勤務の事前申請制度を導入している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(3) 短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方ができる制度を導入している。□育児や介護を理由とした短時間勤務やフレックス制度を導入している。□勤務時間や勤務地等に配慮するため、ヒアリングや自己申告制度を導入している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(4) 有給休暇が半日単位又は時間単位で取得できる制度を導入している。□ライフスタイルに合わせた休暇の取得促進のため、半日単位の休暇制度がある。□育児中に発生する突発的な休暇についても時間単位で取得できる。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(5) 職場でのハラスメントや職場環境の改善について、社員の相談や意見、要望を受け入れる体制がある。□ハラスメントについて相談窓口となる担当職を設置している。□職場環境の改善について社員の満足度を把握するため、アンケートを実施している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(6) 厚生労働省による「くるみん企業」（※２）の認定を受けている。※２次世代育成支援対策推進法に基づく認定。子育てしやすい職場環境の整備等を目的とする一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定するもの。 |
| ３　女性の登用その他女性活躍推進に向けた取組 |
| 取　組 | □□□□□□ | 内　容 | (1) 役員又は管理職（課長相当職以上）に女性が１人以上就任している。□会社の役員に女性が就任している。□管理職として、女性を配置している。(2) 結婚や出産などが昇格・昇任の上で妨げにならないようにしている。□育児休業中でも昇格・昇任の対象としている。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(3) 「hirosaki smart project」女性活躍推進異業種交流会（※３）に参加している。※３ ひろさき地方創生パートナー企業である損害保険ジャパン日本興亜（株）と市が事務局となり、市内の女性活躍推進のため、官民連携で年４回開催しているもの。(4) 新たな知識や資格取得のための研修（派遣も含む。）や支援を行っている。□資格取得に関する補助制度、手当等を社員に支給している。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(5) 女性の活躍推進に関する目標を定めている。□経営計画等に「女性の意見を積極的に取り入れる」「女性が働きやすい職場をめざす」等を盛り込んでいる。□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）(6) 厚生労働省による「えるぼし企業」（※４）の認定を受けている。※４ 女性活躍推進法に基づく認定。女性の職業生活における活躍推進を目的とする一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定するもの。 |

備考　　□がある項目等については、該当するものを☑してください。

担当及び提出先　弘前市企画部企画課

電話（35）1111内線490